

三世代家族で住まう 横手暮らし

支えあう家族の絆を応援します



新たに三世代同居・近居を**開始**するため
住宅新築・増築・リフォーム等を行う方

最大 80 万円補助

※うち 36 万円は
横手市共通商品券により補助します

横手市では、豊かな子育て環境の形成と、高齢者が安心して地域で暮らせるよう、三世代（親・子・孫）で同居・近居をする方に、住宅の取得や増築、リフォーム等の費用の一部を補助します。三世代での横手暮らし、始めてみませんか。

補助金額

※100万円以上の工事または売買を対象とし、経費の3分の1を補助

※（ ）内は、横手市共通商品券で交付する額

新築・全部改築・住宅購入

上限 80 万円
(うち 36 万円)

上限 40 万円
(うち 36 万円)

同居

近居

増築等一部改築・リフォーム

上限 30 万円
(うち 30 万円)

上限 15 万円
(うち 15 万円)

お問い合わせ

横手市 総務企画部 経営企画課 TEL0182-35-2164 (直通)

<https://www.city.yokote.lg.jp/> くわしい内容や必要書類などはホームページをご覧ください。

横手市三世代同居・近居促進 住まい支援事業補助金

主要要件

- 親世代と子（子・孫）世代が、申請時点で直線 2km 以上離れて別居していること。
※新たに同居する場合は、直線で 2km 以内の範囲にすでに居住していても対象
- 親世代もしくは子（子・孫）世代の一方が、市内に 1 年以上継続して住んでいること。
- 親世代と子世代（子・孫）が、三世代で新たに同居または近居すること。
（近居とは）どちらの世代も市内の場合 ⇒ 直線で 2km 以内の範囲に居住すること
一方の世代が市外の場合 ⇒ 同一地区会議内の範囲に居住すること
- 中学生以下の子供がいる子育て世帯を含むこと。（出産予定も含む）
- 三世代同居または近居のために住宅を新築、購入、増（減）改築、リフォームのいずれかを行うこと。（中古住宅も可）
- 対象住宅は、建築基準法等、関係法令等に適合した建物であること。
- 補助金を受けた後、三世代同居または近居を 3 年以上継続すること。
- 関係する世帯全員が市税を滞納していないこと。
- 当該年度の 2 月末までに工事・売買・登記等を完了させること。

注意事項

補助金の申請は、必ず工事着工前(住宅購入は契約前)にお願いいたします。

補助金額 (100 万円以上の住宅取得・改修等費用の 3 分の 1 (上限額あり、千円未満切り捨て))

- 新築・全部改築・住宅購入・・・同居上限 80 万円 近居上限 40 万円
- 増築等一部改築・リフォーム・・・同居上限 30 万円 近居上限 15 万円

※各補助金額のうち、36 万円を上限に「横手市共通商品券」で交付します。

申請方法

- 受付開始日以降、申請書に必要書類を添えて、市役所本庁舎 3F 経営企画課窓口へお申込みください。（市ホームページに詳しい情報が載っています）
- 申請書は、市HPからのダウンロードか、経営企画課・各地域局地域課窓口で。
- 上記以外にも対象要件があります。ご不明な点がございましたら事前に経営企画課までお問い合わせの上、申請を行ってくださるようお願いいたします。

申請受付期間 2022 年 4 月 1 日（金）から 11 月 30 日（水）まで

※予算状況により、予告なく早期終了または延長する場合があります。

提出書類

- 申請書 世帯調査書 誓約書兼同意書
- 三世代同居または近居をする住宅の位置図
- 対象となる住宅取得等の概要を示す書類（工事内容等がわかる図面・書類等）
- 対象となる住宅及び施工箇所の工事着手前の内容が確認できる写真等
- 住宅取得等に係る見積書・契約書（案）の写し
- 同居、近居世帯全員の戸籍謄本
- 母子手帳の写し（子が出産予定の場合） その他市長が必要と認める書類